

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第6号

損害賠償責任保険等について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士
今西 淳浩

C heck!

園が加入している保険の補償内容を正確に把握していますか。



園の不注意で園児が死亡したり、重い後遺障害が残ったりした場合、不注意があった園、園長、職員らは、被害者に対してその損害を賠償しなければなりません。しかしながら、このような事故が発生した場合、被害者に支払う賠償額は高額となり、法人であれば経営が破綻あるいは悪化し、個人であれば多額の借金が残ることになります。

安全対策に力を入れ、事故が発生しないようにすることはもちろんですが、万が一に備えて、被害者に生じた損害を補償する保険に加入することは、被害者のためだけでなく園および職員のためでもあります。加入した保険でどのような補償を受けることができるのか、正確に把握しておかなければいけません。

A dvice!

現在加入している保険を確認しましょう。事故が起こる前に、必要な補償がなされるように手続きをしましょう。

パンフレットをみると、園の過失によって第三者に生じた損害を補償する損害賠償責任保険、園の過失の有無に関係なく保育中の園児・職員の怪我を補償する保険など定番の保険のほか、クレーム対応費用保険や個人情報漏洩対応保険などのオプションが掲載されています。補償を充実させると、保険料の負担が大きくなりますので、加入できる保険にはおのずと制約があると思います。園の運営状況をふまえて、優先すべき補償がなにか、よく検討してください。

園バス、園が所有する自動車については任意保険に加入していると思いますが（もし加入していないのであれば、すみやかに加入してください。）、忘れがちなのが、園が所有する自転車です。自転車が歩行者と衝突して数千万円の賠償を命じられた事例もあります。

一番避けたいのは、保険で補償されると思っていたが、実際には補償されないケースが発生することです。

不明な点や疑問があれば、保険会社に確認し、必要な見直しを行ってください。備えあれば憂いなしです。

